【資料】

新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合

- (1) 連絡先: 保健所(帰国者・接触者相談センター) 別紙資料を参照
- (2) 消毒方法 (緊急を要し、自ら行う場合)
 - ① 手指消毒

速乾性(アルコール擦式)手指消毒薬を用いる。

② 感染が疑われる宿泊者が利用した区域

客室、レストラン、エレベータ、廊下等のうち手指が頻回に接触する箇所(ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等)で手指が頻繁に接触する箇所を中心に、次亜塩素酸ナトリウム(1000pm)や消毒用エタノール清拭を行う。2度拭きを行う。

③ リネン類

熱水が適している。80℃で10分間などの条件で、熱水洗濯機での洗濯を行う。熱水洗濯機がなければ、次亜塩素酸ナトリウム(1000ppm)への30分間浸漬などを行う。

市販の次亜塩素酸ナトリウムを1000ppmとして使用する場合の計算式

$$\mathbf{q} = \mathbf{Y} \times \frac{100 \times \mathbf{a}}{\mathbf{X}}$$

q:次亜塩素酸ナトリウムの必要量(ml)

Y:バケツ等に入れた水量(m³) (1ℓ=0.001m³)

X:次亜塩素酸ナトリウムの有効塩素濃度(%)

a:目標とする塩素濃度:1000(ppm)

(3) リネン類の取扱い

シーツ等のリネン類の洗濯に当たっては、医療リネンに準じて扱う必要がある。市中の一般的なクリーニング所では、消毒を要する洗濯物を取扱うことができないので、洗濯を依頼しないこと。

なお、現状で契約されているリネンサプライ業者であっても感染が疑われる 宿泊者が使用したものであることを告げたうえ、処理が可能かについて確認す ること。

施設内でこれらのリネン類を保管する際には、ビニール袋などに密閉し、他のリネン類と混在することがないようにすること。

また、従業員やその他の者が誤って不適切な取扱いをしないように認識できるよう区別し、適切に保管すること。